

産業廃棄物処分業許可証

優良

住所 大分県中津市大字田尻 2 5 0 0 番地の 1

氏名 株式会社大和

代表取締役 伊藤 秀昭

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 1 4 条の 2 第 1 項の許可を受けた者であることを証する。

大分県知事 佐藤 樹一郎

許可の年月日 令和6年7月31日

許可の有効年月日 令和11年3月14日



1. 事業の範囲

事業の区分

中間処理（焼却、破碎） 以下余白

最終処分（埋立（管理型）） 以下余白

産業廃棄物の種類

焼却

汚泥（有機汚泥、無機汚泥を含む）、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類（自動車等破碎物、廃容器包装を含み、廃プリント配線板を含まない）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず（自動車等破碎物及び廃油又は有機物が付着したものに限る）、ガラスくず等（自動車等破碎物及び廃油又は有機物が付着したものに限る）、がれき類（廃油又は有機物が付着したものに限る）、動物のふん尿、動物の死体（化製場等に関する法律（昭和二十三年法律第四百号）第一条第一項に定める獣畜である牛、馬、豚、めん羊及び山羊を除く）、動物系固形不要物

破碎

廃プラスチック類（廃容器包装を含み、自動車等破碎物、廃プリント配線板を含まない）、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず（廃容器包装を含み、自動車等破碎物、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極であって不要物であるもの、鉛製の管又は板であって不要物であるものを含まない）、ガラスくず等（廃容器包装を含み、自動車等破碎物、廃ブラウン管（側面部に限る）、廃石膏ボードを含まない）

埋立（管理型）

燃え殻、汚泥（有機汚泥、無機汚泥を含む）、廃油（タールピッチ類に限る）、廃プラスチック類（自動車等破碎物、廃プリント配線板、廃容器包装を含む）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず（自動車等破碎物、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極であって不要物であるもの、鉛製の管又は板であって不要物であるもの、廃容器包装を含む）、ガラスくず等（自動車等破碎物、廃ブラウン管（側面部に限る）、廃石膏ボード、廃容器包装を含む）、鉋さい、がれき類、ばいじん、13号廃棄物

（以上20種類。ただし、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

個別の品目の取扱いは以下のとおり。

含む：石綿含有産業廃棄物（埋立（管理型））、

水銀回収が完了した水銀使用製品産業廃棄物（埋立（管理型））、

水銀回収義務がなく溶出基準に合致した水銀含有ばいじん等（埋立（管理型））

含まない：上記以外の石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等

以下裏面へ続く

おおいた
優良産廃処理業者

2. 事業の用に供するすべての施設

- (1) 施設の種類 焼却施設(固定式)
 設置場所 大分県中津市大字田尻崎11番
 許可年月日 令和3年4月19日
 許可番号 指令循推第1号の1
 設置年月日 令和4年7月1日
 処理能力 47 t/日 (24時間)
 産廃の種類 汚泥(有機汚泥、無機汚泥を含む)、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類(自動車等破砕物、廃容器包装を含み、廃プリント配線板を含まない)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず(自動車等破砕物及び廃油又は有機物が付着したものに限り)、ガラスくず等(自動車等破砕物及び廃油又は有機物が付着したものに限り)、がれき類(廃油又は有機物が付着したものに限り)、動物のふん尿、動物の死体(化製場等に関する法律(昭和二十三年法律第百四十号)第一条第一項に定める獣畜である牛、馬、豚、めん羊及び山羊を除く)、動物系固形不要物
- (2) 施設の種類 破砕施設(固定式)
 設置場所 大分県中津市大字田尻崎11番
 許可年月日 令和3年4月19日
 許可番号 指令循推第1号の2
 設置年月日 令和4年7月1日
 処理能力 廃プラスチック類 12.4 t/日(8時間)、紙くず 14.8 t/日(8時間)、木くず 35.0 t/日(8時間)、繊維くず 3.4 t/日(8時間)、金属くず 23.9 t/日(8時間)、ガラスくず等 49.5 t/日(8時間)
 産廃の種類 廃プラスチック類(廃容器包装を含み、自動車等破砕物、廃プリント配線板を含まない)、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず(廃容器包装を含み、自動車等破砕物、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極であって不要物であるもの、鉛製の管又は板であって不要物であるものを含まない)、ガラスくず等(廃容器包装を含み、自動車等破砕物、廃ブラウン管(側面部に限る)、廃石膏ボードを含まない)
- (3) 施設の種類 管理型最終処分場
 設置場所 大分県中津市大字田尻余水川新開2501番1 ほか28筆
 許可年月日 平成23年10月20日
 許可番号 廃対第3号の1
 設置年月日 昭和61年11月25日
 処理能力 埋立面積 47,532 m²、埋立容量 601,100 m³(ただし、この許可証に係る業の用に供する部分は、産業廃棄物処理施設使用前検査により適合していると認められた部分に限る)
 産廃の種類 燃え殻、汚泥(有機汚泥、無機汚泥を含む)、廃油(タールピッチ類に限る)、廃プラスチック類(自動車等破砕物、廃プリント配線板、廃容器包装を含む)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず(自動車等破砕物、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極であって不要物であるもの、鉛製の管又は板であって不要物であるもの、廃容器包装を含む)、ガラスくず等(自動車等破砕物、廃ブラウン管(側面部に限る)、廃石膏ボード、廃容器包装を含む)、鉱さい、がれき類、ばいじん、13号廃棄物

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成19年3月15日 産業廃棄物処分業許可
 令和4年3月15日 産業廃棄物処分業更新許可(優良基準適合認定)
 令和6年7月31日 産業廃棄物処分業変更許可(品目の追加)

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無
有